

専門的・技術的分野における外国人材の受入れに関する
タスクフォースの開催について

平成 30 年 2 月 23 日
内閣官房長官・法務大臣決裁
平成 30 年 3 月 20 日
一 部 改 正

- 1 現下の労働市場の状況等を踏まえ、真に必要な分野に着目しつつ、一定の専門性・技能を有する外国人材の受入れを進める観点から、一定の前提条件のもと、制度改正の具体的な検討を進めるため、専門的・技術的分野における外国人材の受入れに関するタスクフォース（以下「タスクフォース」という。）を開催する。
- 2 タスクフォースの構成は、次のとおりとする。ただし、議長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めることができる。

議長	内閣官房副長官補（内政担当）
副議長	内閣府政策統括官（経済財政運営担当） 法務省入国管理局長
構成員	内閣官房内閣審議官（内閣官房副長官補付） 警察庁刑事局組織犯罪対策部長 総務省大臣官房総括審議官 法務省大臣官房審議官（入国管理局担当） 外務省領事局長 厚生労働省職業安定局長 厚生労働省社会・援護局長 農林水産省経営局長 経済産業省経済産業政策局長 国土交通省総合政策局長
オブザーバー	内閣官房日本経済再生総合事務局次長 内閣官房健康・医療戦略室次長 内閣官房まち・ひと・しごと創生本部事務局地方創生総括官補 内閣府規制改革推進室次長 内閣府地方創生推進事務局次長
- 3 タスクフォースは、必要に応じ、幹事会を開催することができる。幹事会の構成員は、関係行政機関の職員で議長の指定する官職にある者とする。
- 4 タスクフォースの庶務は、内閣官房及び法務省において処理する。

- 5 前各項に定めるもののほか、タスクフォースの運営に関する事項その他必要な事項は、議長が定める。